

事業成長・持続支援融資 一般資金（協調支援型保証制度）要綱

1 目的

この融資制度は、国の全国統一制度「協調支援型特別保証制度」の対象であり、原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、信用保証協会の保証を付さない融資（以下「プロパー融資」という。）と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とする。

2 融資対象資金

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

3 融資対象

原則として、京都市内で継続して6箇月以上同一事業を営む中小企業者（個人及び会社等をいう。）並びに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12箇月以上）のプロパー融資を受けること。
- (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

4 融資条件

- (1) 融資限度額
 - ア 有担保の場合 2億円以内
 - イ 無担保の場合 8,000万円以内ただし、保証協会の保証利用可能額（普通保証）の範囲内とする。
- (2) 融資利率 金融機関所定利率（固定金利）
ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。
- (3) 融資期間 10年以内
ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。
- (4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済
ただし、必要により1年以内（設備資金においては3年以内）の据置期間を認める。
なお、融資期間が1年以内の場合は、一括返済を認める。

(5) 保証人・担保 保証協会の保証付

保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。

担保は必要に応じて徴求することとする。

(6) 信用保証料

信用保証料率及び信用保証料の補助については、次に掲げるとおりとする。

ア 3(1)に該当するものについては、借入金額に対し、別表1に定める料率を適用し、各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助する。

※ なお、適用する料率表については、保証協会への保証申込日に応じて決定し、申込日が令和9年4月1日から令和10年3月31日までは別表2とする。

イ 3(2)に該当するものについては、借入金額に対し別表2に定める料率を適用し、補助区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。

なお、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。

ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

(2) 提出書類

本制度による融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書（保証協会所定）

イ 試算表等

ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し

カ 申込人資格要件申告書兼誓約書（保証協会所定）

キ 3(2)に該当するものにあつては、経営行動計画書（保証協会所定）

ク その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

8 金融機関の責務及び報告

3(2)に該当するものについては、取扱金融機関は次に掲げる責務を負う。

(1) 金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から経営状況等の報告を受けるものとする。

(2) 金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。

(3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、保証申込時点のプロパー融資有無、本保証付き融資実行後のプロパー融資実行有無、プロパー融資実行時点の本制度残高、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。

なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(4) 金融機関は、中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し、指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

9 その他

(1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。

(2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) 本制度の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに保証協会が保証申込を受け付けたものとする。

(4) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(5) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助 (%)	0.63	0.58	0.51	0.45	0.38	0.33	0.26	0.20	0.15
事業者負担 (%)	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30

別表 2

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助 (%)	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者負担 (%)	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34